

# 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第4回）

日 時 平成20年10月3日（金）

午前10時

場 所 生駒市役所 401・402 会議室

## 次 第

### 案 件

#### 1 当部会の検討事項について

- (1) 人権の尊重について
- (2) 市民投票原則について
- (3) 市民投票要件について

#### 2 その他

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第4回）検討資料

<p>各市町条例 (1) 人権の尊重</p>	<p><b>【宝塚市】</b> 第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること（以下「協働」という。）を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。 (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり</p> <p><b>【生野町】</b> (人権の尊重) 第4条 私たち町民は、まちづくりの主体であることを認識して、自らの発言と行動に責任を持つとともに、相互に基本的人権を尊重するまちづくりに努めなければならない。</p> <p><b>【多摩市】</b> (基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p><b>【名張市】</b> (自治の原則) 第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。 (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。</p> <p><b>【篠山市】</b> (まちづくりの基本) 第17条 市民及び市は、次に掲げるまちづくりを推進する。 (1) 人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進する。</p>
<p>生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案 例示等)</p>	<p><b>【基本構想】</b> ●本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことを規定する。</p> <p><b>【条例案例示】</b> (人権の尊重) 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p> <p><b>【条例解説案例示】</b> ●参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。</p>

各市町条例  
(2) 市民投票原則

【ニセコ町】

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

【宝塚市】

(市民投票)

第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

【生野町】

(住民投票)

第31条 町は、生野町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認するために住民投票の制度を設けることができる。

【多摩市】

(住民投票)

第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。

【伊賀市】

(市民投票の原則)

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【名張市】

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【篠山市】

(住民投票)

第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

生駒市としての考え方  
(基本構想及び条例案  
例示等)

**【基本構想】**

●市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。

**【条例案例示】**

(市民投票の原則)

市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

**【条例解説案例示】**

●市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。

各市町条例

(3) 市民投票要件

【ニセコ町】

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【多摩市】

(住民投票の発議・請求)

第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

【伊賀市】

(市民投票の実施)

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

【名張市】

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の1/2分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

【篠山市】 【第1項再掲】

(住民投票)

第24条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。

2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。

3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。

4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

生駒市としての考え方  
(基本構想及び条例案  
例示等)

**【基本構想】**

●市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。

●市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

**【条例案例示】**

(市民投票要件)

市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

**【条例解説案例示】**

●地方自治法第12条第1項及び第74条第1項の規定により、条例の制定請求権があり、この直接請求に基づき市民は「市民投票条例」の制定を請求することができることとの規定です。

**【地方自治法】**

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

●市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

●市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の方法等は、個別の事案ごとに別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、事案に応じて定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

●市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱いを定めておくとする規定です。